

# 令和元年度第 1 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和元年 8 月 20 日（火） 11 時 00 分～11 時 50 分
- 2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名  
事務局 財政局 4 名  
参考人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1 名  
傍聴人 なし
- 4 諮 問 令和 2 年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問  
（諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交）
- 5 議 題
  - (1) 公契約制度の施行状況について
  - (2) 令和 2 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について
- 6 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 公契約制度の施行状況について（公開）

平成 23 年度から平成 30 年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成 23 年度は 15 件（平均落札率 76.2%）、平成 24 年度は 29 件（平均落札率 86%）、平成 25 年度は 17 件（平均落札率 92.1%）であり、平成 23 年度から平成 25 年度までは工事が完了している。平成 26 年度は 15 件（平均落札率 97.9%）、平成 27 年度は 11 件（平均落札率 95.0%）、平成 28 年度は 17 件（平均落札率 94.5%）、平成 29 年度は 13 件（平均落札率 91.7%）、平成 30 年度は 10 件（平均落札率 84.8%）であった。

特定業務委託契約については、平成 23 年度は 34 件、平成 24 年度は 184 件、平成 25 年度は 180 件、平成 26 年度は 186 件、平成 27 年度は 192 件、平成 28 年度は 209 件、平成 29 年度は 259 件、平成 30 年度は 243 件であった。

平成 23 年度については、4 月 1 日契約について、公契約の適用がなかったため数が少なくなっている。平成 24 年度以降は全期間が対象となっており、概ね 180 件から 190 件程度で推移しているが、給食調理業務が追加された平成 28 年度から 200 件を超えて、平成 29 年度は 259 件、平成 30 年度は 243 件であった。

指定管理施設については、平成 30 年度は 212 施設が対象となっている。

平成 30 年度の数值は、本審議会までに台帳審査を終えて集計することができた中間集計値となっており、最終的な報告は、年度末の審議会で報告予定である。

審査確認済みの特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

## (2) 審議事項

### ア 令和 2 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

次回審議会（令和元年 8 月 27 日開催）まで継続審議とする。

## 7 閉 会

## 令和元年度第2回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和元年8月27日(火) 10時30分～11時
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局 6名  
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名  
傍 聴 人 なし
- 4 議 題 令和2年度特定業務委託契約作業報酬下限額について
- 5 審 議 令和2年度特定業務委託契約作業報酬下限額について  
作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。  
  
【答申】 1,056円
- 6 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

# 令和元年度第3回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和2年3月18日(水) 13時30分～14時15分
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政部会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局 6名  
参 考 人 建設緑政局技術監理課 1名  
総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名  
傍 聴 人 なし

- 4 諮 問 特定工事請負契約の作業報酬下限額の諮問  
(諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交)

## 5 議 題

- (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について
- (2) 公契約制度の施行状況について
- (3) 公契約制度(工事請負契約)の状況について

## 6 議 事

### (1) 審議事項

#### ア 特定工事請負契約の作業報酬下限額について(非公開)

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

## 審 議

### 結 論(全会一致)

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、令和2年3月から適用される公共工事設計労務単価の91%の額とすることを審議会として決定する。

### (2) 報告事項

#### ア 公契約制度の施行状況について(公開)

昨年8月に実施した審議会において既に報告しており、その際に提出した資料に、その後台帳審査を行った分の数値を計上しているものである。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約の施行状況において、条例違反となる作

業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

#### イ 公契約制度（工事請負契約）の状況について（公開）

来年度に本市の公契約制度が制度開始後10年を迎えるに当たり、今後の運用等の参考とするため他都市の実施状況や本市の実施状況について調査を行った。

公契約制度を導入している他都市の状況だが、下限額を定めて支払いを求める公契約制度を実施している都市は本市を含め20都市あり、人口や予算規模から見た都市の規模は本市が最も大きく、政令市は本市のほか相模原市のみが制度を実施している。

制度の対象となる工事金額や契約に議会の議決が必要な案件の金額についても都市の規模により異なることから、一律に比較することは難しい。

平成30年度と29年度における各都市の公契約の対象となる件数と金額、その割合について、件数ベースの数値は都市により異なるが、年度間の大きな変化は見られない。

金額ベースの数値は都市によっても年度によっても比較的乖離が見られる、これは、その年度により発注する大型案件があるかどうかによって変わってくることから、なかなか他都市比較や経年的な傾向を読み取ることは難しい。

本市の特定工事請負契約の推移について、件数については10数件で毎年推移しているが、金額は年度により異なる。

対象となる金額を引き下げれば当然対象となる件数や金額も増えるが、件数が増えることにより事業者から提出された作業報酬台帳の審査や契約時の事務手続き等も大きく増えていくことになるので、こうした制度の運用についても考えていかなければならない。

総括的なまとめとして、他都市との比較は自治体の規模が大きく異なることから、一律の比較は難しいと考えている。

一方で、都市や年度により大きく異なるものの、比較的高い水準で制度を実施している自治体も一部で見られるところである。

本市においては、制度の実効性を確保するために作成された作業報酬台帳すべての審査を行っており、実効性の確保と台帳審査の効率的な実施が求められている。

今後は、一部の都市におけるより具体的な制度の実施状況を調査するなど、台帳審査などの実効性を確保するための方法や、各都市の制度の運用方法など、より細かい点についても調査を続けていき、今後の運用の参考にしていきたいと考えている。

## 7 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交